

福島市バリアフリー基本構想 ~飯坂温泉地区~【概要版】

1. バリアフリー基本構想とは

(本編 第1章)

* バリアフリー基本構想策定の目的

福島市バリアフリーマスタープラン(令和3年6月)で設定した移動等円滑化促進地区について、旅客施設や高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を『重点整備地区』に位置づけ、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するものです。



* 計画期間

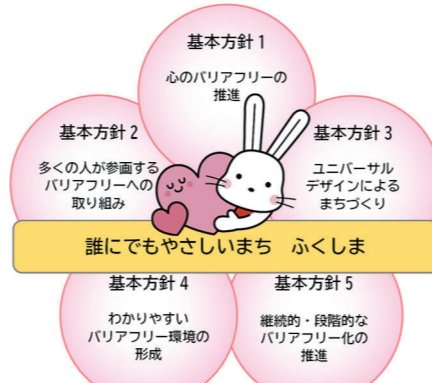
令和5年度～令和9年度(5年間)を計画期間とします。計画の進行管理・評価を実施し、必要に応じて内容の見直し・改定を図り、取組を推進していきます。

2. バリアフリー基本構想策定地区の選定

(本編 第2章)

* 基本方針 『誰にでもやさしいまち ふくしま』

1.心のバリアフリーの推進	全ての人の社会参加、活躍機会を増やすため、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の取り組みを推進します。
2.多くの人が参画するバリアフリーへの取り組み	市民・事業者・行政などが連携し、それぞれが主体的となることができるバリアフリー化の取り組みを進めます。
3.ユニバーサルデザインによるまちづくり	施設のバリアフリー化とバリアフリー観光の連携を図るため、連続した施設整備および情報発信などに取り組みます。
4.わかりやすいバリアフリー環境の形成	誰もが安全で快適に移動できるためのバリアフリー情報をわかりやすく提供し、アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上を図ります。
5.継続的・段階的なバリアフリー化の推進	ソフト・ハード施策を柔軟に取り入れながら段階的にバリアフリー化を進めるとともに、中長期的な視点に立ち、持続的なバリアフリー化を推進します。

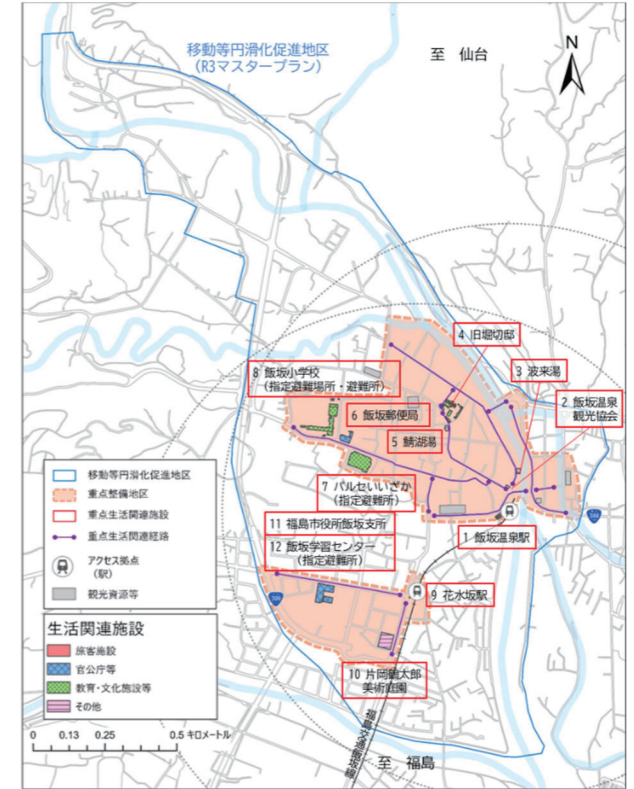


* 飯坂温泉地区の重点整備地区

飯坂温泉駅を拠点とした温泉街中心地および花水坂駅から飯坂支所、飯坂学習センターへの経路を含む範囲を重点整備地区と位置付けました。この他の範囲は、今後の見直しで順次整備範囲を拡大することを検討していきます。

* まち歩き点検

重点整備地区における実際の移動時の支障等を確認し、基本構想の検討にあたる議論の参考とするためにまち歩き点検を実施しました。



4. 特定事業・その他の事業

(本編 第4章)

「特定事業」とは、重点整備地区の重点生活関連施設、重点生活関連経路に関するバリアフリー化の内容を具体化するものです。基本構想にて特定事業を定めた場合、事業を実施するものには、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が義務となります。特定事業には、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業(公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業)と、ソフト対策に関する事業(教育啓発特定事業)の7つがあります。また、特定事業以外でバリアフリー空間を創出する事業について、その他の事業と位置づけ、特定事業と連携を図り一体的なバリアフリー化を推進することとします。【特定事業の内容は次頁をご覧ください】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/tiiki-kyousei/kenko/fukushi/barria-free/masterplan.html>

* バリアフリー基本構想策定地区の選定

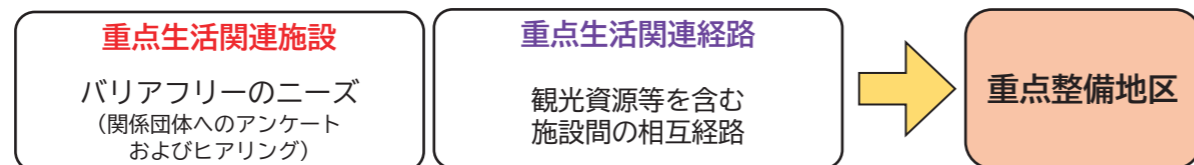
福島市バリアフリーマスタープランでは6つの移動等円滑化促進地区を設定しています。このうち、『飯坂温泉地区』は来訪者が多く、バリアフリーに対する市民のニーズ(令和2年度アンケート調査)も高いことから、優先して基本構想を策定します。

3. 重点整備地区等の設定

(本編 第3章)

* 重点整備地区の設定

バリアフリー基本構想における『重点整備地区』は、移動等円滑化促進地区において特に重点的にバリアフリー化を推進する地区として、重要かつよく利用される施設と経路の配置状況をもとに設定します。

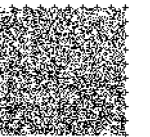
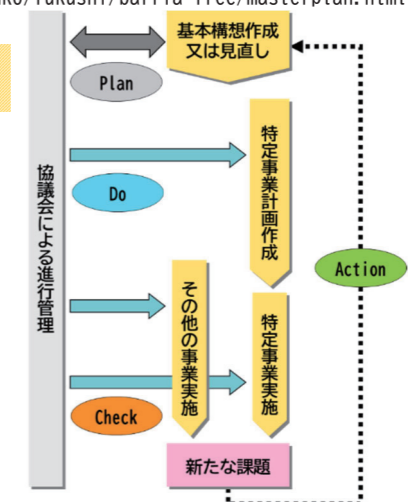


5. 基本構想の推進に向けて

(本編 第5章)

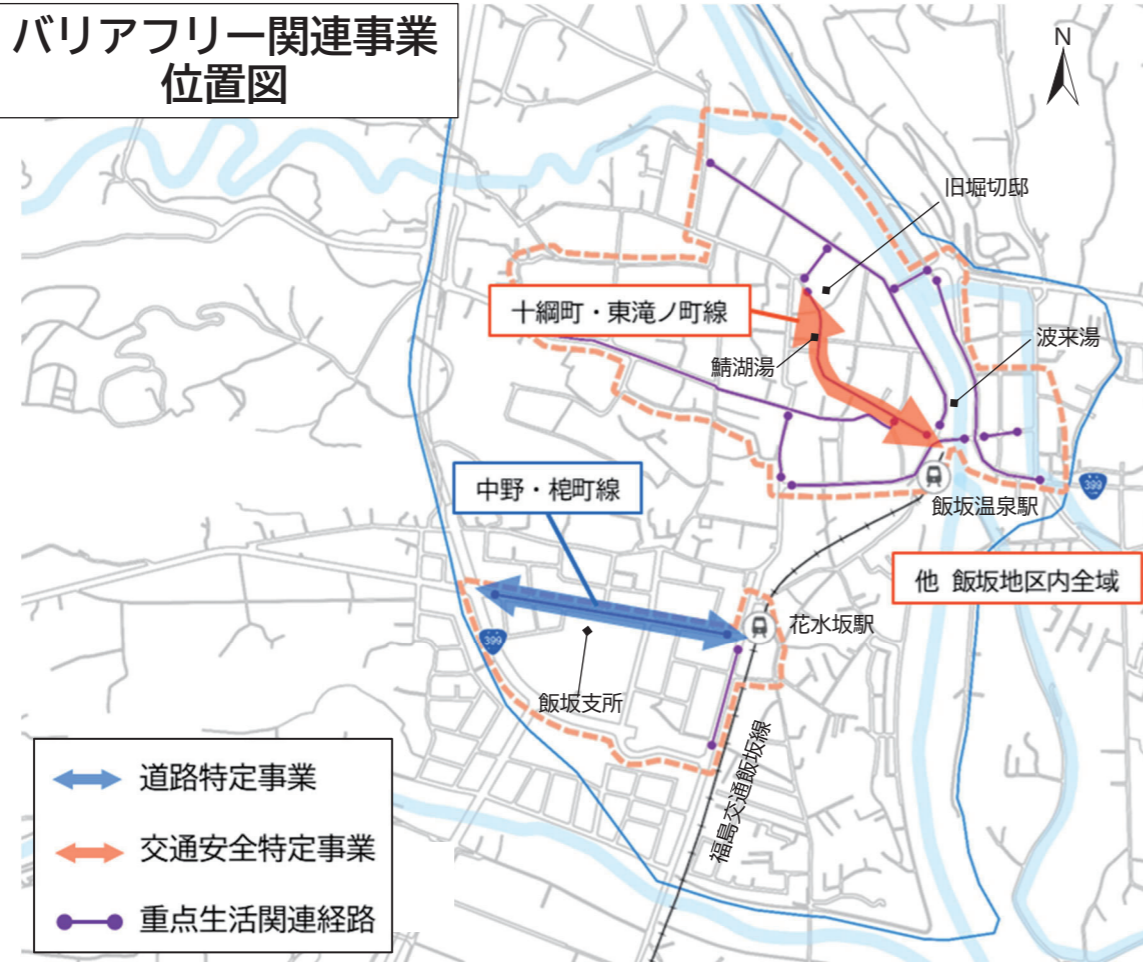
バリアフリー基本構想の策定後も、事業の実施状況を把握し、事業実施内容と効果の評価をする仕組みを構築、そして必要に応じて内容の見直し検討を行うといった、PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルによって、概ね5年を目途に段階的かつ継続的な取組(スパイラルアップ)を図っていきます。

また、5年の計画期間中であっても、新たなバリアフリーの課題については、内容の見直しや改定を踏まえて、取組をさらに促進していきます。



福島市バリアフリー基本構想 ~飯坂温泉地区~ 【概要版】

バリアフリー関連事業位置図



公共交通

- ◎案内表示の設置
 - ・観光案内所及び観光地への案内
- ◎駅舎のバリアフリー整備
 - ・内方線付き点字ブロック等の設置
- ◎構内トイレの改善
 - ・多目的トイレのボタンの位置改善
 - など 全 11 件

建築物

- ◎案内表示の設置
 - ・わかりやすい施設内案内表示を検討

など 全 5 件

その他

- ◎サインガイドラインの作成
 - ・ピクトグラムや外国語併記等の分かりやすいサインガイドラインを作成
- ◎旅客案内の改善
 - ・障がい者割引案内の分かりやすさ改善
- ◎情報のバリアフリー化
 - ・観光施設等の案内情報について検討
- ◎温泉・宿泊施設の情報発信
 - ・バリアフリー対応の施設など、各温泉や宿泊施設のバリアフリーに関する情報発信について検討
- ◎観光モデルコースの作成
 - ・飯坂温泉観光協会と連携して周遊方法や情報発信について検討

など 全 13 件

道路

- ◎歩道の改善
 - ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置（街並みや景観に配慮して検討）
- ◎歩行者通行帯の設置
 - ・路面着色等、歩行帯の明確化の検討
- *道路（歩道）の維持補修
 - ・歩行者や車いすの通行に配慮したグレーチングの改善
 - ・植栽の剪定等、適切な維持管理

など 全 11 件

交通安全

- ◎交通安全施設整備
 - ・カーブミラーの設置
- *道路環境の改善
 - ・違法駐車行為の取締りの継続
 - ・自転車マナーに関する啓発活動の継続

など 全 3 件

教育啓発

- ◎おもてなし力の向上
 - ・宿泊施設や学校、地域を対象とした出前教室による心のバリアフリーの推進
- *職員の教育・啓発
 - ・公共交通従事者の障がい者等への理解向上、適切な対応への教育啓発
- *施設利用者への啓発
 - ・公共の場を利用するマナー、ルールに関する啓発
- *人的対応・接遇
 - ・筆談を必要とする方への案内および対応への教育啓発
- *バリアフリーマップによる情報発信
 - ・高齢者や障がい者、外国の方などすべての人が利用できる情報発信の継続実施

など 全 38 件

事業実施目標時期 ◎：新規（短期 R5～R9） ◆：新規（中長期 R10～） *：継続

※事業にはバリアフリー法に定める特定事業及びその他事業を含む

